

倫理保持に関するガイドライン

(申請大学・短期大学向け)

2022（令和4）年4月改訂

公益財団法人 大学基準協会

－はじめに－

大学基準協会は、文部科学大臣より認証された認証評価機関として、大学と短期大学の機関別認証評価及び9つの分野の専門職大学院認証評価（法科大学院、経営系専門職大学院、公共政策系専門職大学院、公衆衛生系専門職大学院、知的財産専門職大学院、グローバル・コミュニケーション系専門職大学院、デジタルコンテンツ系専門職大学院、グローバル法務系専門職大学院、広報・情報系専門職大学院）の認証評価及び第三者評価（獣医学教育、歯学教育）を実施しております。これらの評価活動を通じて、わが国の大学の改善・改革を支援するとともに、社会に対して大学の質を保証していくために、公正で信頼性の高い評価を行っています。

そのため、本協会が実施する評価を申請する大学・短期大学は、評価に対して社会から疑惑や不信を招くことがないように、「公益財団法人大学基準協会 第三者評価の公正な実施に関する規程」に基づき、定められたルールを守ってください。特に、「利害関係者」にあたる評価者及び本協会事務職員との関係には、十分に配慮してください。

このガイドラインは、本協会の評価を申請する大学・短期大学として、求められる倫理保持をまとめたものです。よくお読みの上、公正な評価を行うために、評価者及び本協会事務職員との関係についてご配慮くださいますようお願いいたします。

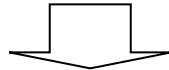
<目 次>

1. 利害関係者とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 頁
2. 利害関係者との間のルール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 頁
3. 申請大学・短期大学の守秘義務について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 頁
4. (添付資料) 公益財団法人大学基準協会第三者評価の
公正な実施に関する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 頁

1. 利害関係者とは

大学・短期大学関係者

- ◎ 本協会が行う評価を申請予定の大学・短期大学の役員、専任の教職員
- ◎ 本協会が行う評価を申請中の大学・短期大学の役員、専任の教職員



【利害関係者】

評価者（大学評価委員会、大学評価分科会、大学財務評価分科会、大学財務評価私立大学部会及び国・公立大学部会、短期大学評価委員会、短期大学評価分科会、短期大学財務評価分科会に所属する委員）及び本協会事務局職員

2. 利害関係者との間のルール（倫理保持）

「公益財団法人大学基準協会 第三者評価の公正な実施に関する規程」によって、下記の事項は禁止されています。

- ① 利害関係者に対して金銭、物品を贈与すること（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものを含む。）。
- ② 利害関係者に対して直接又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを行うこと。
- ③ 利害関係者に対して直接又は利害関係者の負担により、無償で役務を提供すること。
例) 実地調査の際に、評価者の希望に応じてタクシーの手配をお願いすることがあります。その場合、大学・短期大学側はタクシーチケットを用意するなど、金銭を負担することはしないでください。
※ ただし、実地調査に際し、評価者の希望により施設見学を行う場合にキャンパスが広大である等の理由で公用車での移動が望ましいとき（大学・短期大学の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る）には、必ず本協会事務局に事前にご相談ください。
- ④ 利害関係者に対して供応接待を行うこと。
- ⑤ 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
- ⑥ 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。

※ 利害関係者と私的な関係（申請大学・短期大学の教職員としての身分に関わらない関係をいう。）がある場合には、評価に対する疑惑や不信を招く恐れがないと認められる場合に限って、上記1～6の事項を行うことができます。

3. 申請大学・短期大学の守秘義務について

評価実施年度6月ごろに、申請大学・短期大学に対し、実地調査の実施通知文書を送付する際に、評価を担当する大学評価分科会・短期大学評価分科会に所属する評価者の氏名及び所属機関を通知いたします。評価結果を公表（3月下旬）するまで、外部に洩らさないでください。

以 上